

介護のプロになるために資格を目指す方へ

# LEARN.

実務者研修の費用を貸し付けします！

介護福祉士になってから2年間勤務で全額免除します！

## 貸付金額

上限 **20万円** (無利子)

介護施設・事業所で働いている方が、キャリアアップとして実務者研修を受講するときに利用できます。実務者研修の受講料や介護福祉士国家試験を受けるためにかかる費用を貸し付け、介護福祉士として登録後2年間働けば、返還免除されます。

## こんなことに使えます

- ・実務者研修の受講料等
- ・その他介護福祉士を目指すに当たり必要な経費（国家試験受験料、参考書・問題集代、国家試験対策講座受講料など）

## 貸付の対象者

次の全てを満たす方

- 県内で介護等業務に従事中的である
- 県内の実務者研修施設で実務者研修を受講中である
- 介護福祉士を目指し、登録後も県内で介護等業務に従事予定である

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会  
福祉人材センター

〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 2階  
Tel.095-894-4027 (受付時間) 9:00 ~ 17:00 土日祝を除く

2024年2月29日まで



詳細はこちら▶

<https://www.welhaga.jp/>



## 申請に必要な書類

- ・ 申請書チェックリスト 【様式第1号】
- ・ 貸付申請書 【様式第2号】
- ・ 個人情報の取扱同意書 【様式第3号】
- ・ 推薦書 【様式第4号】
- ・ 借用書 【様式第10号】
- ・ 住民票（申請者・連帯保証人分）
- ・ 振込口座の通帳写し
- ・ 研修受講を証明する資料（※1）

※1 上記資料がない場合には、実務者研修受講（予定）証明書【様式第5号】を提出してください。

※2 国家試験対策講座費用を計上する場合は、申込完了の証明書類写しを提出してください。

※3 各種様式は、長崎県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてご利用ください。

## 申請の際の注意点

受講している実務者研修が、雇用保険の教育訓練給付金の対象講座の場合には本資金で申請できる研修受講料部分の金額は、利用の有無に関わらず原則次の通りになります。

- 雇用保険の一般教育訓練給付金の対象講座の場合  
実務者研修受講料の80%
- 雇用保険の専門実践教育訓練給付金の対象講座の場合  
実務者研修受講料の50%



福祉人材センターでは  
求人・求職相談もやっているよ★

## 福祉人材センター・バンクは

福祉のお仕事を紹介しています

👉 「福祉の仕事」の無料職業紹介事業所です

長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター  
(無料職業紹介事業許可番号 42-ム-010003)

〒852-8555  
長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター 2階  
TEL 095-846-8656



佐世保市社会福祉協議会 佐世保福祉人材バンク  
(無料職業紹介事業許可番号 42-ム-020002)

〒857-0028  
佐世保市八幡町6-1  
TEL 0956-24-1184



SNSでは  
面談会情報などを  
発信中！